

ASBJ、企業会計基準第31号 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2020年3月31日、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「本会計基準」という）を公表した。

国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」第125項においては、「見積りの不確実性の発生要因」の開示が求められている。この開示は財務諸表利用者にとって有用性が高い情報であるため、日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討する要望が寄せられた。このため、ASBJで審議が行われ、その結果が本会計基準として公表された。



ポイント

【概要】

- 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目ごとに以下を注記することが要求される。
 - 項目名
 - 当年度の財務諸表に計上した金額
 - 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

【適用時期等】

- 2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用（早期適用可）
- 適用初年度において、表示方法の変更として取り扱う

I. 本会計基準の内容

1. 開示目的

本会計基準では、開示目的について以下のとおり定めている。

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものである。財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

2. 開示する項目の識別

本会計基準では、開示する項目の識別について以下のとおり定めている。

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。

直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

3. 注記内容

本会計基準では、識別した項目ごとに以下の注記を行うと定めている。

- 項目名
- 当年度の財務諸表に計上した金額
- 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」の例

- ① 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
- ② 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
- ③ 翌年度の財務諸表に与える影響

具体的な記載内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らして判断する。

II. 適用時期等

本会計基準では、適用時期等に関して以下のとおり定めている。

1. 適用時期

2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する。ただし、公表日以降終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することも可能。

2. 経過措置

適用初年度において、本会計基準の適用は表示方法の変更として取り扱う。ただし、企業会計基準第24号第14項の定めにかかわらず、上記「3.注記内容」に記載の注記事項を比較情報に記載しないことができる。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.